

有料職業紹介返戻金制度

■ 返戻金制度に係る事項

当社の紹介による採用決定者が入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により、90日以内に退職した場合、次の基準で紹介手数料を返還いたします。

返戻基準

- 1.入社後 1 週間未満の場合：報酬の 100%を返戻
- 2.入社後 1 ヶ月未満の場合：報酬の 50%を返戻
- 3.入社後 90 日未満の場合：報酬の 30%を返戻

なお、求人者の採用決定者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料は返還いたしません。

また、求人者と当社との契約において異なる取り決めをする場合があります。